

2017年3月14日

時間外労働の上限規制等に関する労使合意に対する談話

ものづくり産業労働組合
J A M
書記長 河野 哲也

1. 3月13日連合神津会長と日本経団連榊原会長が、働き方改革実現会議において時間外労働の上限規制等に関して会談した。連合は、時間外労働の上限規制の必要性を訴え、過労死認定と同水準の上限規制に反対してきた。長時間労働の是正に向けて、「罰則付」の時間外労働の上限規制という労働基準法70年の歴史の中での大改革とし、合意した。
2. 過労死防止やメンタルヘルス防止の観点から、今回の時間外労働の上限規制に関する労使合意に基づき、労働時間規制に関する監督行政の指導強化を求める。
3. JAMは、これまでと同様に時間外労働時間に対して労働基準法で定める1日8時間週40時間労働を基本として、改めて、時間外労働が月45時間、年360時間を超えないことを基本とする労使協定の締結を求めていく。さらに、上限規制には、罰則が設けられ、より厳格に時間管理が求められることとなった。労働時間の管理を徹底することにより時間外労働の削減をめざす。
4. 今回の合意に盛り込まれた、「勤務間インターバル制度」、「過労死等の防止」は、労働政策審議会で検討することとなり労働側として発言していく。JAMは、本部、地方、単組が連携し早期にJAMの「労働時間に関する指針」に基づく労使による協定の締結を図る。中小企業への適用が猶予されている労働基準法37条の60時間超の割増率に対するダブルスタンダードの解消に向けた取り組みを推進する。

以上